

令和7年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若い世代の転出抑制および本市への移住促進を図るため、鉄道を利用する通勤者及び通学者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所を有する者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 通勤者 勤務先に通うために鉄道を利用する者をいう。
- (3) 通学者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年生以上に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）に通うために鉄道を利用する者をいう。
- (4) 市税 本市に係る市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (5) 通勤手当等 勤務先又は通学先から支払われる通勤手当、通学手当その他通勤又は通学に係る交通費に対する手当をいう。
- (6) 実質交通費負担額 通勤又は通学に要する実際の交通費から通勤手当等を除いた額をいう。
- (7) 特急券 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「えきねっとチケットレスサービス」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条に規定する資格認定申請書の提出又は電子申請のあった日から令和8年3月31日までの間に引き続き本市に住所を有する者であること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (2) 通勤者においては石岡駅又は土浦駅と柏駅以遠の駅間で特急を利用している者及び通学者においては石岡駅、高浜駅、羽鳥駅又は神立駅を起点とする定期券を利用し、かつ石岡駅又は土浦駅と柏駅以遠の駅間で特急を利用している者。
- (3) 通勤者においては当該年度において18歳以上45歳以下の年齢に達する日がある者（当該年度中に45歳であった日があり、その後当該年度中に46歳に達した者を含む。）及び通学者においては当該年度において18歳以上30歳以下の年齢に達する日がある者（当該年度中に30歳であった日があり、その後当該年度中に31歳に達した者を含む。）であること。
- (4) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。
- (5) 補助対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていないこと。
- (6) 補助対象者、補助対象者が属する世帯の世帯員及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、石岡駅又は土浦駅を起点及び終点とし、1月当たりの金額が7,000円を超え、通勤及び通学のための特急券の購入に要した経費に限る。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 補助対象期間の区分は2期とし、令和7年4月から9月までを前期、令和7年10月から令和8年3月までを後期とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、実質交通費負担額に2分の1を乗じた額とし、月額16,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（資格審査）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）の提出又は電子申請により、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(1) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第3号）（通勤者に限る。）

(2) 在学を証する書類（通学者に限る。）

(3) 定期券の写し（通学者に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（資格の認定）

第8条 市長は、前条の規定による資格認定の申請があった場合、その内容を審査し、第3条に規定する補助対象者と認めるときは、通勤者通学者特急券購入費補助金資格認定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に当たって、必要な指示又は条件を付することができる。

3 市長は第1項に係る審査を行い、不相当と認めるときは、通勤者通学者特急券購入費補助金資格不認定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の申請）

第9条 前条第1項の規定による認定を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、市長が定める期日までに、通勤者通学者特急券購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 「えきねっとご利用票兼領収書」

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、通勤者通学者特急券購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第7号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、通勤者通学者特急券購入費補助金請求書（様式第8号）により、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返納又は返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返納又は返還額の算定は、特急券の利用回数等を考

慮し、市長が決定し、通勤者通学者特急券購入費補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を有しなくなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 特急券を第三者に譲渡又は売却等の行為を行ったとき。
- (4) 通勤又は通学以外の用途で使用したとき。
- (5) 交付決定に瑕疵のあるとき。
- (6) その他市長の指示又は条件に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者に損害が生じてても、その賠償の責めを負わない。

（調査）

第13条 市長は、補助金の適正な交付のために必要な範囲において交付決定者に対し、必要な調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査の結果、不適切と認められるときは必要な措置を講じるものとする。

（台帳の整備）

第14条 市長は、補助金の処理に関する台帳により諸記録を整備し、管理するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱の廃止）

2 令和6年度石岡市通勤者通学者特急券購入費補助金交付要綱（令和6年石岡市告示第290号）は、廃止する。